

小規模認可保育の経営課題調査を実施

2015年4月の「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、1,655園の小規模認可保育所が誕生しました。都市部・低年齢児において深刻な待機児童問題の解消、そして小規模ならではのあたたかい保育の提供に向けて、小規模認可保育所は今後も拡大していくことが期待されます。しかしながら、小規模認可保育所の運営にはさまざまな課題があるのも事実です。全国小規模保育協議会では、この制度の下で実際に小規模認可保育所を運営している事業者を対象としてアンケート調査を実施し、主な課題を明らかにしました。

調査実施概要

調査対象：小規模認可保育所を運営する事業者（全国小規模保育協議会の会員団体に加えて、非会員団体にも回答を呼びかけました）

回答件数：102事業者、148園

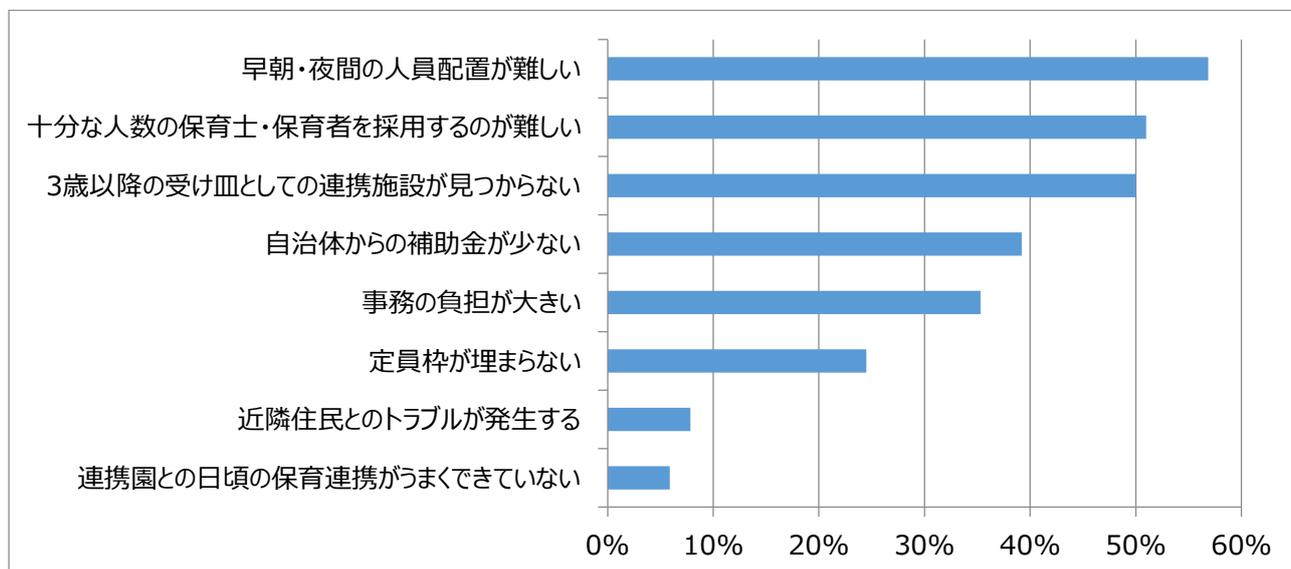
調査時期：2015年10-11月

実施方法：オンライン及び郵送

運営上の課題

小規模保育を運営する上での課題を尋ねたところ、回答結果は以下の図のようになりました。

＜小規模認可保育所を運営する上での主な課題＞



課題 1) 保育者の不足

アンケートの回答として、課題の 1 位・2 位に挙げられたのが「早朝・夜間の人員配置が難しい」「十分な人数の保育士・保育者を採用するのが難しい」というものです。この結果は「保育者が不足している」ということが、現状もっとも大きな課題であることを意味しているといえるでしょう。

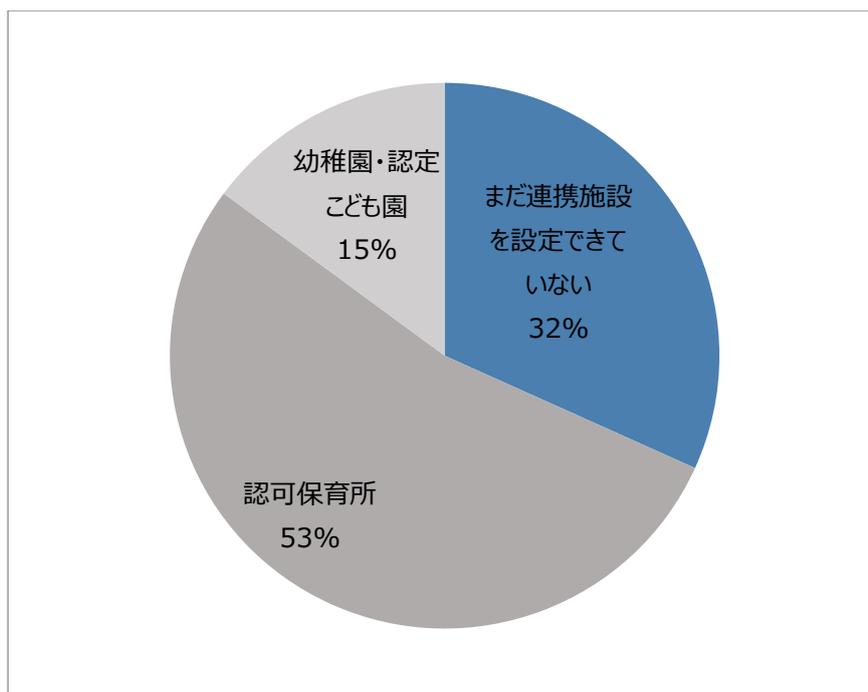
保育者不足の原因としてまず挙げられるのが、処遇が悪い、つまり給与が低いということです。厚生労働省の調査によると 2013 年時点の保育士の月収は、20.7 万円であり、これは全産業平均の 29.5 万円を大きく下回っています。解決策としては、公定価格、すなわち補助単価を上げることが求められます。「子ども・子育て支援新制度」に対し、国は 1 兆円強の予算を投入すると決めたにも関わらず、予算は 7,000 億円の水準に留まっています。

また、新制度の下で「認可」になったことにより、逆に生じてしまった負担も保育者不足の原因の一つとなっています。それは、開所時間が規定されていることと、土曜日の開園が義務づけられていることです。保育所は、標準的には 11 時間開所（7:30-18:30）が最低要件となり、労働基準法が定める 8 時間労働を大きく上回ります。そのため、8 時間労働者やパートタイム労働者をシフトで組み合わせて対応する必要があり、「早朝・夜間の人員配置が難しい」という課題が生じています。

課題 2) 連携施設の確保

アンケートでは 50%もの事業者が、「3 歳以降の受け皿としての連携施設が見つからない」という課題を挙げています。小規模認可保育所が受け入れる子どもの年齢は 0 ～ 2 歳となっているため、保育内容の支援と卒園後（3 歳以降）の受け皿となる連携施設を確保しなければならない、とされています。

<連携施設の設定状況>



しかしアンケートでは、上図のように実に 32%もの園がまだ連携施設を設定することができていないという結果が出ています。連携施設の確保は事業者のみならず自治体が「積極的な関与・役割を果たすことが望ましい」と内閣府からの通知が出さ

れていますが¹、実際には積極的でない自治体も少なくなく、多くの小規模認可保育所がいまだに連携施設を設定できずにいます。新制度施行後 5 年間の経過措置期間が定められており、連携施設が見つからない場合であっても制度施行後 5 年の間は小規模認可保育所を運営することが認められているにも関わらず、連携施設を見つけていないという理由で認可への移行が認められないというケースも存在しているほどです。

小規模認可保育所に子どもを預けようとする保護者にとって、3 歳以降の預け先がはっきりと決まっていなことは最大の懸念事項となるため、連携施設問題は小規模保育が普及していく上で大きな障壁となりかねません²。

課題 3) 自治体からの補助金の不足とばらつき

次に取り上げるのは、39%の事業者が課題として挙げている「自治体からの補助金が少ない」という点です。

小規模保育は行政の認可事業になったことにより、公定価格に加えて自治体から補助金を受け取れるようになりましたが、その額が圧倒的に足りていないのです。とくに都市部における家賃補助や初期費用の補助の不足は深刻です。また、自治体による補助金のばらつきも問題です。たとえば、同じ東京 23 区内であっても、家賃補助に加えて、保育士の休暇代替者配置における加算が出る区もあれば、家賃補助すら設定していない区もあります。

また、初期費用に関しては公定価格がなく、事実上、自治体からの補助が必須となっています。しかし、どのくらい補助を出すのか、何園分の補助を出すのか、といったことは自治体ごとに異なります。つまり、小規模保育に積極的で予算をしっかりと組んでいる自治体であれば補助は十分なものになりますが、消極的な自治体では初期費用補助のための予算が組まれておらず、そもそも開園することが難しいというケースも生じます。

課題 4) 重い事務負担

アンケートでは、35%もの事業者が「事務の負担が大きい」ことを課題に挙げています。

小規模認可保育所が大規模園に比べて事務負担が重くなる要因の一つは、たとえ子どもの数が少なくても一園としての事務負担の大きさにはさほど違いは生じないため、職員の数が少なくなる分、相対的にひとりひとりの負担が大きくなってしまっている点にあります。

さらに、新制度移行に伴い、それまで認可保育事業を運営した経験のない事業者が小規模認可保育を始めたケースが多いことも要因の一つです。アンケート結果によると、認可保育所・幼稚園・認定子ども園のいずれも運営していない事業者の割合は、実に 81%にまでのぼりました。こうした実務的な経験の不足も、事務負担の重さを感じさせる一因となっているでしょう。

課題 5) 定員の充足

最後に取り上げるのは、25%の事業者が課題として挙げた「定員枠が埋まらない」というものです。下図からは、特に 0 歳児・2 歳児クラスにおいて定員の充足率が低いことが分かります。0 歳児クラスに関して言えば、仕事復帰のタイミングとして 1

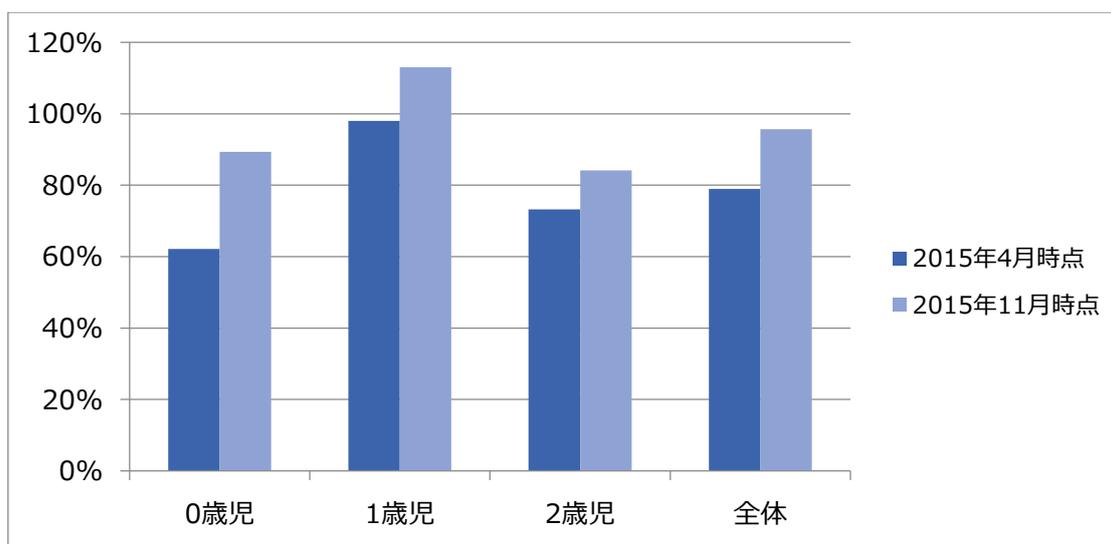
¹ 内閣府通知「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-katei-t.pdf>

² 新制度では、受け入れ先がどうしても見つからない場合の対応として、3 歳以降も小規模保育所で受け入れ、その保育についても他の子どもと同じように補助が給付される「特別給付」という制度が定められています。これによって、3 歳児でのいわゆる「保育難民」化は避けられることになりましたが、3 歳からは大きな集団での保育を望む保護者も多くいます。

歳を想定している保護者が多いため、0歳児でのお預けが少なくなっていると考えられます。また、2歳児クラスに関しては、前述の通り「連携施設」の設定が追いついていない現状が影響しているでしょう。

＜小規模認可保育所の定員充足率＞



保育所は本来、利用したいと思ったときにいつでもだれでも利用できるべきですから、定員が埋まっていないこと自体何ら問題ありません。定員が埋まっていないことはすなわち、新しく子どもが入る余裕を残していることを意味するからです。しかし、現状では公定価格は原則として子ども一人あたりの単価として定められているため、子どもの人数が減ると必然的に事業者に入る収入も減ってしまい、保育所の財政状況が厳しくなってしまいます。子どもと保護者、そして保育事業者の双方にとってより良い制度設計がなされることが望まれます。

今後に向けて

今回の調査結果を受け、全国小規模保育協議会では引き続き、公定価格の増額、小規模保育の特性に合わせた職員配置基準、自治体の理解促進・認識向上など、対応策を行政に提案し、より良い小規模保育の普及、ひいては待機児童問題の解消に努めてまいります。